

短期入所事業利用のご案内

都内及び千葉県袖ヶ浦市・市原市・木更津市・君津市・富津市に住する満18歳以上の知的障害者が、主たる介助者に次のような事情が生じた場合に利用できます。

- 介護者の入院、不測の事故等
- 冠婚葬祭
- 心身の疲労及び病弱等
- 介護者の休息

利用期間 … サービス支給決定期間で1泊から支給量分まで

利用料 … 原則サービスに要した費用の1割

光熱水費 … 1日70円

食費 … 1日通常1,570円

お問い合わせ

〒299-0241

千葉県袖ヶ浦市代宿8番地

東京都千葉福祉園

女性担当 TEL 0438-62-5341（第1グループ）

男性担当 TEL 0438-62-5342（第2グループ）

Fax 0438-62-6331

当園の短期入所事業の利用にあたっては、下記の留意事項を良くお読みになり、利用の準備を進めて頂くようお願いいたします。なお、分からない点など問い合わせは、当園短期入所担当者までお願いいたします。

1 利用までの手続きについて

利用申込みに際しては、区市町村の知的障害者福祉担当窓口にご相談下さい。以下のものを用意していただき、それに基づき協議を行い、受け入れを決定いたします。

(1) 健康診断書（基本3か月以内のもの）

※3か月を超える場合でもご相談ください。

※利用を決定した場合は、感染症項目の診断書も準備して頂きます。

(2) 診療情報提供書（必要に応じて）、服薬情報など

(3) 知的障害者状況調書

※区市町村の担当者から基礎情報の提供をお願いしています。

2 利用前の留意事項について

(1) 落ち着いて生活して頂くために、ご本人には利用前に家庭を離れて（東京都千葉福祉園で）生活することについて、十分にお話しをしておいてください。

(2) 現在、身体の不具合の悪い方は、利用前にできるだけ治療をしておいてください。

(3) 個人保険への加入が必要と思われる場合は、事前に加入をお願いします。

3 利用開始当日について

(1) 利用開始日時は、短期入所担当者を通じて連絡します。

(2) 利用開始当日は、原則として保護者の同伴をお願いしています。困難な場合は、区市町村担当者の立会いをお願いします。

(3) 到着されましたら、訓練センター1階窓口で、お名前と当園の短期入所事業を利用する旨お伝えください。（訓練センター：茶色い大きな建物）

4 持参していただくものについて

(1) 愛の手帳または療育手帳

(2) 身体障害者手帳（所持している方）

(3) 健康保険証

(4) 印鑑（本人用）

(5) 障害福祉サービス受給者証

(6) 常用の薬及び医師の処方箋

- ・利用予定期間分の薬
- ・緊急時は、当園の健康管理室を受診し、処方することも可能ですが、継続的に他の医療機関を受診している精神科疾患については、原則として健康管理室の診察は受けないものとします。なお、当園の健康管理室は保険診療を行っているため、保険適用外については、自己負担となります。

(7) おこづかい

- ・1週間2,000円を目安にご用意ください。
- ・利用する寮の職員で管理し、支払明細書を添えて、利用終了時に残金をお返しします。

5 所持品について

所持品には、すべて名前を油性マジックで記入しておいてください。

(1) 衣類

- ・利用予定期間中に必要な衣類と枚数をご用意ください。
- ・上着、下着、ズボン（女性はスカート可）、靴下、パジャマなど

(2) 洗面具

- ・入浴用品、歯磨き用品、コップ、バスタオル、タオルなど

(3) 上靴

- ・サンダルなど

(4) その他

- ・嗜好品などは、入寮先決定後、事前にご相談ください。
- ・必要に応じて、リハビリパンツ・夜尿シートなどお持ち下さい。

6 利用中の生活について

(1) 面会及び外出

- ・面会及び外出は、いつでも可能です。
- ・ただし、ご希望される日にご本人が外出していることもありますので、事前に入寮されている寮へ連絡を入れておいてください。

(2) 怪我や病気への対応

- ・万が一ご本人が怪我や病気になられた場合、入院を除き、当園の健康管理室への通室や外部医療機関への通院付き添いは職員が行います。入院の場合は、(4)の②により、利用を制限させていただくことになります。
- ・通室や通院で医療機関にかかった場合の医療費の自己負担分は、ご本人または、保護者に支払っていただくことになります。

(3) 電話連絡

- ・利用期間中のご本人に関するお問い合わせは、入寮されている寮へ直接お願いします。
- ・連絡時間は原則として、８：４５～１７：３０の間でお願いします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(4) 利用の終了

- ・ご本人が入所後、次に該当するようになった場合は、当園の短期入所事業実施要領に従い、利用を終了させていただきます。
 - ① 伝染性疾患を有する者
 - ② 疾病のため専門医療機関に入院し、医療を受ける必要のある者

7 利用終了時の手続き

(1) 食費の精算

- ・食費は、通常１日１，５７０円です（朝：２７０円 昼と夜：６５０円）。
- ・食費の支払いは、利用料と一緒に後日請求されます。

(2) 医療費等の精算

- ・当園の診療所を受診し、支払いが生じた場合は、利用終了までに精算をお願いします。

(3) 持参された書類及び所持品、こづかいの残金などを返却します。

8 その他

利用中に、保護者の住所、その他に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。